

岩手県告示第 142 号

岩手県手数料条例別表第 9 の金額の欄 (10) の知事が指定する事項及び知事が定める額 (平成 14 年岩手県告示第 337 号) の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 2 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略] <u>(10) 県立高等学校の生徒であった者に関する証明 1 件</u> <u>400 円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	